

市が設置・管理する施設における 受動喫煙防止対策推進計画

1. 目的

「袖ヶ浦市における受動喫煙防止対策の基本方針」に併せて本推進計画を策定することで、本市における受動喫煙対策の実効性を高め、市民等の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を目指します。

2. 計画の概要

市や各施設管理者等が推進する受動喫煙防止対策を示すとともに、具体的な実施時期を示すことで対策の推進を図ります。

3. 受動喫煙防止対策を推進するための市の取組み

受動喫煙防止対策を推進するための取組みについては各部局や対策担当であるなしに関わらず、市職員全員が受動喫煙防止対策の重要性を理解、認識し、対策の推進に取り組みます。

(1) 受動喫煙防止対策主管課（健康推進課）が推進する取組み

- ①市民や施設利用者等に対し、喫煙や受動喫煙による健康影響に関する知識の普及・啓発を行います。
- ②広報そでがうらや市ホームページ、各種イベント等の機会を生かして、妊産婦や子育て中の人、若い世代への啓発を強化します。
- ③各種健診等の機会を通じて、たばこをやめたい人へ禁煙外来がある医療機関を紹介する等の禁煙支援を行います。

(2) 各施設管理者が推進する取組み

- ①計画的に敷地内全面禁煙を実施します。
- ②喫煙場所を設置している施設は、喫煙場所の位置図を掲示する等の受動喫煙防止対策を実施します。
- ③喫煙や受動喫煙による健康影響や防止対策などに関するポスターの掲示及び啓発物品の配布等に協力します。
- ④施設利用者に対して施設における受動喫煙防止のためのルールを周知し、望まない受動喫煙を防止します。
- ⑤施設を利用している子どもや妊産婦などの利用者が、たばこの煙にさらされていないか見守ります。

4. イベント等の主催者に協力を求める事項

各施設におけるイベント等の開催時には、各施設管理者からイベント等主催者へ次各項に記載する受動喫煙防止対策等に対する協力を求めるものとします。

(1) 施設利用者への周知

イベントに関する告知等に併せて、参加者へ各施設における受動喫煙防止のためのルールを周知するなど、受動喫煙防止の呼びかけについて協力を求めます。

(2) 場内アナウンス等による呼びかけ

喫煙場所の設置がある施設は、多くの集客があるイベント等で場内アナウンスにより受動喫煙防止の呼びかけについて協力を求めます。

アナウンスの例：
ご来場の皆様にお知らせいたします。
場内は禁煙となっておりますので、おタバコは指定の喫煙場所をお願いいたします。
受動喫煙の防止にご協力くださいますようお願いいたします。

(3) 啓発物品等の配布協力

禁煙や受動喫煙防止に関する啓発物品等の配布について協力を求めます。

5. 受動喫煙防止対策の推進スケジュール及び実施目標

(1) 第1種施設

第1種施設は、受動喫煙により健康に影響の出る可能性が高い者が主として利用する施設であることから、次の表のように令和3年度末を期限に順次、敷地内全面禁煙とします。

【対策の実施スケジュール】

年度	令和元年	令和2年	令和3年
実施する対策	施設利用者等への対策の周知・啓発	→	令和3年度末までに敷地内全面禁煙を実施

(2) 第2種施設

第2種施設においても、令和3年度末を期限に敷地内全面禁煙を実施します。

ただし、農畜産物直売所(ゆりの里)については商業的要素を含む施設であるため、施設の利用状況も含めて、令和3年度末を期限に全面禁煙の実施可否について検討するものとします。

【対策の実施スケジュール】

年度	令和元年	令和2年	令和3年
実施する対策	施設利用者等への対策の周知・啓発	→	令和3年度末までに敷地内全面禁煙を実施 令和3年度末までに原則敷地内禁煙の実施
	農畜産物直売所(ゆりの里)における受動喫煙防止対策検討	→	

6. 計画の施行時期

本推進計画の施行にあつては、「袖ヶ浦市における受動喫煙防止対策の基本方針」の施行日と同日とします。